

気球の安全確保に関するガイドライン検討会（第1回） 議事概要

日時：令和8年8月19日（水）15:00～15:45

場所：Web 開催

議事概要：

<議事（1）検討会の運営について>

（概要）

本検討会の規約について、航空局の案の通り了承され、本検討会の座長に、慶應義塾大学理工学部 松尾亜紀子教授が全会一致で選任された。

<議事（2）気球の安全性確保に関するガイドラインの策定について>

<議事（3）意見交換>

（主なご意見）

- 資料2の2ページ目の「気球に係る諸外国の制度の状況」では、気球の優先権やVFR（有視界）運航についても記載があるが、現状、気球が航空法で航空機と整理されていない以上、ガイドラインでは明確に整理しにくいのではないかと思料する。
- ガイドラインでどこまで踏み込んで行くのか。例えば航空身体検査に関して、気球関係者は航空機の乗組員として法律上規定されていないので、航空身体検査を受けることさえできないのが現状。また、パーツのトレーサビリティについて、欧州はスペアパーツのロット番号やシリアル番号に紐づいた書類が発行されて、それをベースにトレーサビリティの確保がされていると認識しているが、日本では現状そこまでは行われていない。ガイドラインでは、その辺りの詳細な議論までできると、将来のことを考えると良いのではないか。
- 諸外国と我が国との比較や、日本気球連盟が作って50年間運用してきた制度・規程を元にしながら、検討を進めてほしい。
- 次回以降の検討会の開催については、早期に連絡してほしい。

（その他）

次回の検討会の開催については、事務局より改めて連絡する。（航空局）